

を虐待されている場所から本条によって直接引取って別の場所に託置する権限を与えられていることになる。

②本条に基づき少年局が行動する場面——介入のための要件

イ) 身上配慮権者が黙認あるいは甘受している場合

本条は、「身上配慮権者の同意を得て」他の人物や施設に子どもが滞在していることを要件にしている。身上配慮権者が明確な同意を与えていない場合（黙認や甘受）はどうなるのかという解釈論上の問題が生じる。

目的論的解釈によると次のようになる。身上配慮権者が当該の滞在に明確に反対の意思を表明しているときには、BGB1632条1項³²により子どもの引渡し請求権を有する。当該の滞在について明示の同意があるときには、本条により保護できる。明確な同意がなされていないときは、少なくとも身上配慮権者による居所指定は行われていないことになる。すると、明確な同意をしている場合でさえ、子どもの福祉が危険にさらされているときには引取って保護する権能が少年局に与えられているのだから、同意が存在しないあるいは不明確なときには、親の身上配慮権（同意権）を侵害することはない。その結果、父母が黙認・甘受している事例でも、少年局の引取り権限が認められてしかるべきである³³。

ロ) BGB1666条の要件の存在

本条は、この1666条が定める危険の存在を要件にしている。具体的に危険の存在についてどの程度の証明が必要かは、評判、推測、一般的経験からの判断では不十分であるという³⁴。

また、BGB1666条は、子の福祉の危険を父母が回避する意思があるか否か、回避できるか否かを確認することを求めている。国家による介入より前に、父母には危険を自ら回避する機会が与えられねばならないからである。しかし、場合によっては遠く離れて暮らしているので、父母（身上配慮権者）は危険の存在について知らないことも稀ではない。さらには、このような確認をとっている時間的余裕がないほどの緊急事例で、直接的な引取りが要請されている³⁵。

③少年局が行うべきこと

BGB1666条の定める要件が存在すると、少年局は、子どもを引き取って42条の場合と同様、適切な人物、施設あるいはその他の面倒見を行う施設に託置することになる。本来は、身上配慮権者たる父母の下に帰すか、少なくとも子どもの居所をどこにするかの判断を父母に仰ぐのが原則とされるべきであろうが³⁶、時間的余裕がないため、少年局に託置権限が与えられている。

子どもの託置措置を行うと、少年局は、これも42条の場合同様、遅滞なく、身上配慮権者に通知しなくてはならない。そして、身上配慮権者が当該の措置に同意しないときには、家庭裁判所の判断を仰ぐことになる。

(2) 民法による虐待対応

前節で明らかになったことの一つは、KJHGで規定されているのは、少年局による子どもの一時的な保護権限であって、身分的効果を伴う身上配慮権制限・親の権利の制限ではないということである。もう一つは、身上配慮権者・養育権者（父母）の権利の尊重・優先である。これら二つのことから、一時保護の正当性の確認や保護の継続、さらには身上配慮権の制限については迅速な司法判断が必要とされていることである。それら判断の際には、民法上の、具体的にはBGB1666条をめぐる判断が求められることが多い。その意味で、BGB1666条は、虐待問題を判断する際の集約点、KJHG（福祉法）とBGB（民法）の結節点だといえる。

a) BGB1666条・1666条a——身上配慮権の制限

BGB1666条・1666条aは、基本法6条2項と3項³⁷でいう国家の監視人としての職務を具体化したて、親子分離、配慮権制限・剥奪の要件を示したものである³⁸。

BGB1666条

(1)親の配慮の濫用的行使、子の放任、親の責めに帰すべからざる故障、または、第三者の行為により、子の身体的、精神的、もしくは、情緒的福祉または子の財産が危険にさらされる場合に、父母が危険を回避する意思をもたない、または、回避できないときは、家庭裁判所は、危険の回避のために必要な措置を講じなくてはならない。

(2)財産配慮の保持者が、子に対する自分の扶養義務もしくは財産配慮と結合した義務に違反する、または、財産配慮に関する裁判所の命令にしたがわない場合には、通例は、子の財産は危うくされているとみなしうる。

(3)裁判所は、親の配慮の保持者の意思表示を代わって行うことができる。

(4)身上配慮の事務について、裁判所は、第三者に対する効力をもつ措置も講じることができる。

BGB1666条a

(1)父母の家庭からの子の分離が伴う措置は、危険が他の仕方、公的な援助によっても対処されえない場合にのみ許される。

(2)親の配慮全体は、他の措置が効果がなかった場合、もしくは、他の措置が危険の回避のためには十分でないといみなされうる場合にのみ、剥奪されることが許される。

イ) BGB1666条1項

本条は、1979年の親権法の大改正によって改正されたものである³⁹。この改正の目標の一つは、危険にさらされている子どもたちの保護の改善だった。

この改正によって1666条1項から、親子関係に裁判所が介入するための要件としての父母の故意過失がなくなったのである。従来、親権制限規定の最大の特徴は、

子どもの福祉を確保して、子どもの保護を図るという立場と故意過失がなければ自らの権利を制限されることはないという過失責任主義とが結合していた点にあった⁴⁰。この結果、子どもの養育は父母を信頼して委ねると同時に、子どもの福祉の侵害を理由とする親権制限には親の故意過失が要件とされたのである。

しかし、親に故意過失がないと親の権利を制限できないとすると、結果として子どもの福祉が危険にさらされているという場合には、国家社会（福祉機関あるいは裁判所）は、親が自ら申し出るか、親の同意を得られなければ、子どもの福祉の危険を除去できないということになってしまう⁴¹。このため、子どもの福祉の確保のためには、親の故意過失要件は不要であり、「子どもの福祉の危険」が唯一介入、配慮権制限の基準とされたのである。ここでいう「子どもの福祉の危険」とは、「その後の発達にあたって、子どもの精神的ならびに肉体的福祉の著しい損害が、かなりの確実性をもって予見される程度に存在する、現在の危険」だという⁴²。

「子どもの福祉の危険」が配慮権制限の基準とされたことに伴って、「親の責めに帰すべからざる故障」という概念が法文に挿入された。この結果、親自身の責任（故意過失）によって引き起こされたのかどうかを問わずに、親としての役割・機能を果たさないと「親の故障」とされ、配慮権制限が可能になったのである。

1666条1項は、「親の責めに帰すべからざる故障」という要件のほかに、「親の配慮の濫用的行使」と「子の放任」をあげている。これらは曖昧な法概念であるといわれている⁴³。抽象的には、「親の配慮の濫用的行使」とは、「子どもの福祉と教育目標に反するもので、思慮ある父母には認識できる、身上配慮権の誤った、違法で目的に反する行使」⁴⁴であるという。また、「子の放任」とは、「親の義務が子どもの福祉のためのある行動を命じている場合の親の不作为」⁴⁵であるという。

以上の内容を踏まえると、1666条による家庭裁判所の親子関係への介入の要件は次のようになる⁴⁶。すなわち、

- i) 父母の義務に反する行為（配慮権の濫用、子どもの放任、責めに帰すべからざる故障）あるいは第三者の行為。
- ii) i)にあげた行為によって引き起こされた（つまり因果関係がある）子どもの身体的、精神的あるいは情緒的福祉の危険。
- iii) 危険を回避しようという父母の意思あるいは能力の欠如。

ロ) BGB1666条 a

本条は、1979年の親権法改正で新設された規定である。内容的には、1666条の存在を前提にした、1666条とワンセットになっている規定である。すなわち、1666条1項が示している、子どもの福祉の「危険の回避のための必要な措置」について、基本法上の要請に基づき、父母の行為の態様に応じた相当性の原則を規定した条文である。つまり、具体的には、事実の上で最も厳しい措置である子どもと父母の引離し(1項)、法的に最も厳しい措置である身上配慮全体の剥奪は(2項)、最後の手段であるということ宣言したものである⁴⁷。最後の手段という意味は、父母の行為

の態様に応じて必要なだけの配慮権制限を行い、問題をかかえた父母・家庭の支援、助成あるいはリハビリテーションといった援助を与えることに力点を置くということである。そして、そういった支援を与えてもなお事態が悪いままであればそのときには親子分離や配慮権の剥奪を行えばいいという意味である。

b) 暴力を用いない養育に対する子どもの権利(1631条2項)

養育における暴力の排除ならびに子の扶養のための法律(Gesetz zur Ächtung der Gewalt in der Erziehung und zur Änderung des Kindesunterhaltsrecht vom 2. November, Bundesgesetzblatt I., S.1479)により、1631条2項は改正され次のような文言になった。すなわち、

「子は、暴力を用いない養育に対する権利を有する。体罰、情緒上の侵害ならびにその他の屈辱的な措置は許されない」⁴⁸と。

この改正の背後には児童虐待の増加と虐待の世代間連鎖をいかに断ち切るかという問題意識がある⁴⁹。この問題意識に基づき、新法は、子どもが自分自身の尊厳をもった人として、自分の人格の尊重を親に対しても要求できるということを明らかにするために、子どもの権利構成をとっているのである⁵⁰。このような構成をとることによって、父母の意識改革を目指しているのである⁵¹。

さらに法文によると、子どもはあらゆる種類の体罰あるいは情緒侵害ならびに屈辱的な措置の禁止を求める権利を有するということとなる。このうち、今回の改正で特に重視されたのは「情緒侵害」である。

ここでいう「体罰」とは、虐待という程度に至らないものも含まれるとされている。なぜなら、体罰は、子どもにとっては屈辱的なものであり、それは子どもの情緒に重大な悪影響を与えるゆえに、親の権利の枠内の事柄として国家が看過できるものではないのだとされている⁵²。ただし、親による子どもの制裁の可能性が一切奪われているわけではない。例えば、子どもが誤った行為をした場合に、小遣いを減らすとか、テレビの視聴を禁止するといったことまで禁止することは考えられていない⁵³。また、当然のことながら、子どもの体への働きかけが一切否定されているわけではない。草案が例としてあげるのは、オムツ交換台の上での赤ちゃんの取り押さえ、赤信号での子どもの取り押さえである。

「情緒上の侵害」は、相対的に不確定なものであるとされている。草案では「侵害」に、つまり、子どもにもたらされる結果に焦点をしばった議論がなされた。例として示されているのは、父母の侮辱的で悪し様な態度（友人の前での恥さらし）、子どもとの付き合いでの極端な冷淡さである。これらは子どもの情緒侵害に帰着するというのである⁵⁴。

「屈辱的な措置」は、改正前の法から受け継がれた概念であるが、「屈辱的な教育措置」から「教育」という語が削除された。これは教育目的のためだけでなく、父母によっても屈辱的な措置が子どもに対して取られるからだという。あらゆる場合

での屈辱的な措置の禁止という趣旨である⁵⁵。

以上のような 1631 条 2 項の改正を受けて、本法は、父母に対して、暴力を使わなくても子どもと交流し、養育できるようなサービスを提供するようにとのことで、**KJHG16 条 1 項**を次のように改正したのである。

すなわち、

(1)母親、父親、その他の教育権者ならびに年少者には、家庭での教育の一般的助成の給付が提供されねばならない。これらの給付は、母親、父親ならびにその他の教育権者が自己の教育責任をより果たしやすくすることに寄与せねばならない。これらの給付は、いかにして家庭内での紛争状況が暴力を用いずに解決されうるかの方法も示されねばならない。

(下線部が改正法による追加部分。)

III. おわりに

以上、ドイツにおける児童虐待への法的対応を見てきた。最後にそこから明らかになった特色を簡単にまとめ、日本法との関連について若干コメントを付け加えておきたい。

まず、ドイツ法では、日本の児童虐待防止法のような、児童虐待だけを対象にした法律は設けられていない。通常の、**BGB** と **KJHG** による児童保護システムの中で児童虐待にも対応している。

次に、上の児童保護システムにおいて、父母の親としての権利が非常に尊重されているということである。日本で一部に見られるように、親権が強すぎるというような議論は見られない。むしろ、いかに親の権利を保障するかという議論がなされている。この親の権利の保障のために、児童保護手続きでの節目ごとに、司法機関（家庭裁判所）による司法判断が下されるのである。行政機関が行える親の権利制限は、あくまで一時的なものにとどまるのである。そして、この「一時」の意味が、日本でいう「一時」よりはるかに短いということには注目しなくてはならない。この時間の短さを保障するには、福祉機関（少年局）と家庭裁判所の迅速な対応が必要になるのである。この点は、日本の実情と全く異なるところである。

第三に、親の権利を制限する場合でも、親の能力の欠落もしくは不足している部分を補うために、つまり援助をして、親子関係を断絶させず最終的には親子統合、家庭復帰、家庭再建をするために、配慮権の一部を制限するという制度になっている点である。この点については、日本民法でも親権喪失制度（民法 834 条）と親権回復制度（民法 837 条 2 項）を使えば同様の対応ができるという見解もあるかもしれない。しかし、仮にそのような対応をドイツ法の準則に照らすと、違法あるいは違憲ですらある。というのは、**BGB1666 条 a** が規定するように、ドイツ法には相当性の原則が貫徹しているため、支援に必要な範囲でのみ親の権利を制限すればいいのであって、日本民法のように親権全体を剥奪するというのは牛刀をもって鶏を

割くといった類のものなのである。

最後に、本稿の対象からはずれることなので今回は触れなかったことだが、本稿で縷々述べてきた児童虐待に対する危機介入に関する法制度は、介入した後の子どもの処遇体制が整えられているからこそ可能になるものなのである。たとえば、養育家庭制度（里親制度）の充実、里親の法的地位の明確化、アメリカ法でいうパーマネンシープランニングの発想に基づいた KJHG による援助計画の策定と実施、ならびに、その援助計画の達成度の 6 ヶ月毎のチェック体制の存在等々を忘れてはならない。

¹ BGBI.I.S.1163.

社会法典(Sozialgesetzbuch)の第 8 編に当たる。

² 議論を展開していくにあたり誤解を生まないようにするため、用語の整理をしておく。本文中に掲げた基本法 6 条 2 項では、**das natürliche Recht der Eltern** という語が用いられており、これは「父母の自然の権利」と訳している。これに対して、ドイツ法で「親権」という語は、**elterliche Gewalt** という。この **elterliche Gewalt** という用語は、親権法を抜本的に改正した、1979 年の「親の配慮の法の新規整のための法律」(**Gesetz zur Neuregelung des Rechts der elterlichen Sorge vom 18.7.1979, BGBI.I.S.1061ff.**)により **elterliche Sorge** という語に置き換えられた。**elterliche Sorge** には親の監護という訳語が用いられることもあるが、日本法でいう監護（権）、親権と内容的に全く同じというわけではないので、本稿では「親の配慮」という訳語をあてている。

³ Vgl. Wiesner (Hrg.), **SGB VIII—Kinder—und Jugendhilfe**, 2000, Beck, München, S.646.

⁴ Wiesner, a.a.O. (Anm.3), S.646 では、KJHG 42 条は、児童虐待、性虐待とならんで、親子間の重大な葛藤、過度の飲酒と薬物濫用に関して特別な意義をもっていることが指摘されている。

⁵ Bindzus/Musset, **Grundzüge des Jugendrechts**, 1999, Verlag Franz Vahlen, München., S.213, Rdnr.391.

⁶ Wiesner, a.a.O. (Anm.3), S.654, Anm.21 und 22. 実務上、子どもからの要請がふざけたものであるということは、非常に少ないという。

⁷ Wiesner, a.a.O. (Anm.3), S.654f., Anm.23.

⁸ Wiesner, a.a.O. (Anm.3), S.659, Anm.39.

⁹ Bindzus, a.a.O. (Anm5), S.214, Anm.392.

¹⁰ ちなみに 1998 年に緊急一時保護された子どもは、ドイツ全体およそ 31,300 人だった（平均 1 日に 86 人の児童・青少年が託置されたという計算になる）。

—年少者自身の希望に基づくものが 35%。

—警察その他の治安官署の提案に基づくものが 27%。

—社会福祉サービスあるいは少年局の提案に基づくものが 21%。

—父母あるいは父母の一方の希望に基づくものが 8%。

—その他の者（例えば、教師、医師、隣人、身内の者）の指摘によるものが 9%。

Fieseler/Herborth, **Recht der Familie und Jugendhilfe: Arbeitsplatz**

Jugendamt/Sozialer Dienst, 5. Aufl., Neuwied, Krefeld, Luchterhand, 2001, S.300 による。

¹¹ Wiesner, a.a.O. (Anm.3), S.653, Anm.19.

¹² Schellhorn (Hrsg.), **Sozialgesetzbuch aches Buch—Kinder - und Jugendhilfe: SGB VIII, KJHG**, 2000, Luchterhand, Neuwied. (Mann), S.273, Rdnr.13.

¹³ Wiesner, a.a.O. (Anm.3), S.650, Anm.11.

¹⁴ Wiesner, a.a.O. (Anm.3), S.656, Anm.26.

15 Wiesner, a. a. O. (Anm. 3), S. 656f., Anm. 28.

16 Wiesner, a. a. O. (Anm. 3), S. 657, Anm. 30.

17 Wiesner, a. a. O. (Anm. 3), S. 658, Anm. 34.

18 Wiesner, a. a. O. (Anm. 3), S. 657f., Anm. 32f.

19 少年局が子どもを身上配慮権者の下に帰すか(42条2項3文1号)、家庭裁判所の判断を求めるか(42条2項3文2号)は、子どもの福祉が危険にさらされていて、身上配慮権者にその危険が回避できるかどうかにかかっている。

20 Wiesner, a. a. O. (Anm. 3), S. 661, Rdnr. 46.

21 Münchener Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch Bd. 8, 3. Aufl., 1992, Beck, München (Hinz), S. 525.

22 Wiesner, a. a. O. (Anm. 3), S. 661, Rdnr. 46.

23 Schellhorn, a. a. O. (Anm. 12), S. 276, Rdnr. 25. 児童あるいは青少年の福祉の危険に加えて、児童・青少年または第三者の身体・生命の危険という基準を加えているので、実際に本条項により自由の剥奪がなされるのはきわめて稀であるという。

24 BGB1631条bは次のように規定する。

「自由の剥奪と結合した子どもの施設入所(Unterbringung)は、家庭裁判所の許可によってのみ許される。許可なき時には施設入所は、猶予と危険が結合している場合にのみ許される。許可は、遅滞なく事後的に取られなくてはならない。裁判所は、子どもの福祉が、もはや施設入所を必要としない場合には許可を取り消さなくてはならない」と。

25 基本法104条2項は次のように規定する。「自由剥奪の許容および継続については、裁判官のみが決定しなければならない。すべて裁判官の命令にもとづかない自由剥奪の場合には、遅滞なく裁判官の決定がなされなければならない。警察は、何人をも、逮捕の翌日の終了後は、自己の絶対的権力によって、これを自己のところに留置してはならない。詳細は、法律でこれを定めなければならない」と。宮沢俊義編『世界憲法集 第二版』岩波書店、1976年、208頁の訳による。

26 Schellhorn, a. a. O. (Anm. 12), S. 277, Rdnr. 26.

27 KJHG9条は次のように規定する。

給付の企画構成ならびに任務の履行に際しては以下のことがなされなくてはならない。

1. 身上配慮権者によって決められた教育の基本方針、ならびに、身上配慮権者および児童もしくは青少年の権利を、宗教教育決定の際に尊重せねばならない。

2. 自主的な、責任を自覚した行為に対する児童もしくは青少年の増大しつつある能力や欲求、ならびに、年少者とその家族のその時々、社会的、文化的必要と特性を顧慮しなくてはならない。

3. 少女と少年の異なる生活状況を顧慮し、不利益取扱いを撤廃し、かつ、少女と少年の男女同権を促進せねばならない。

28 Bindzus, a. a. O. (Anm. 5), S. 214, Rdnr. 393. und Wiesner, a. a. O. (Anm. 3), S. 652, Rdnr. 18.

29 Schellhorn, a. a. O. (Anm. 12), S. 273, Rdnr. 15.

30 Wiesner, a. a. O. (Anm. 3), S. 651, Rdnr. 13.

31 立法者は、家庭内での暴力と葛藤についてのタブー視を打破できなかったのだと評されている。Vgl. Wiesner, a. a. O. (Anm. 3), S. 664, Rdnr. 3.

32 BGB1632条1項

身上配慮は、父母あるいは父母の一方に違法に子どもを引渡さないすべての者に、子どもの引渡しを求める権利を含む。

33 Vgl. Wiesner, a. a. O. (Anm. 3), S. 665, Rdnr. 7.

34 Wiesner, a. a. O. (Anm. 3), S. 665, Rdnr. 8.

35 Wiesner, a. a. O. (Anm. 3), S. 665f., Rdnr. 9. und Schellhorn, a. a. O. (Anm. 12), S. 280, Rdnr. 5.

36 Wiesner, a. a. O. (Anm. 3), S. 667., Rdnr. 14.

37 基本法 6 条 2 項：子供の育成および教育は、両親の自然の権利であり、かつ、何よりもまず両親に課せられている義務である。

同条 3 項：子供は、教育権者に故障ある場合、または子供がその他の理由で放任されるおそれのある場合に、法律の根拠にもとづいてのみ、教育権者の意思に反して家族から引きはなすことが許される（『世界憲法集第 2 版』（Anm.40）161 頁の訳による）。

38 Münchener Kommentar zum BGB(Hinz)(Anm.21),S.626,Rdnr.1.

39 Gesetz zur Neuregelung des Rechts der elterlichen Sorge vom 18.7.1979,BGBI,I.S.1061ff.なお、1998 年の親子法改正法によって、手続き法上、子どもの権利の保護は、家庭裁判所の管轄に移された。

40 Zenz, Kindesmißhandlung und Kindesrechte,Suhrkamp, Frankfurt a.M., 1981,S.311.

41 また、本文中に述べたこととは反対に、裁判所が、自らの決定の中で、親の故意過失の存在を明言すると、親は自分が非難されたものと感じ、さらには裁判所が自分を差別していると感じて、その後裁判所や福祉機関（少年局）が親と関わりをもつことがむずかしくなってしまうという指摘もある。Vgl.BT-Drucks.7/2060,S.28.

42 Münchener Kommentar zum BGB(Hinz)(Anm.21),S.634,Rdnr25.und Belchus, Elterliches Sorgerecht,Köln,1980,S.131.

43 Münchener Kommentar zum BGB(Hinz)(Anm.21),S.635f,Rdnr30.und S.640,Rdnr.38.なお、Hinz は、「子どもの福祉」という概念も曖昧な法概念だと指摘する。S.633,Rdnr.23.

44Münchener Kommentar zum BGB(Hinz)(Anm.21),S.635f,Rdnr30.

45 Münchener Kommentar zum BGB(Hinz)(Anm.21),S.640,Rdnr38.

46 Belchus,a.a.O.(Anm.42),S.131,Rdnr.3.

47 Staudingers Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch 4.Buch, de Gruyter Berlin 2000(Coester),S.212,Rdnr.1.

48 なお、1631 条 1 項と 3 項は次の通りである。

(1)身上配慮は、とりわけ、子を養育し、教育し、監督し、そして子の滞在所を指定する義務と権利を含む。

(3)家庭裁判所は、申立に基づき、身上配慮の行使の際に、適切な場合には父母を支援しなくてはならない。

49 Vgl.BT-Drucks.14/1247,S.4,B.III.

50 BT-Drucks.14/1247,S.5.

51 BT-Drucks.14/1247,S.5.

52 BT-Drucks.14/1247,S.5.,S.8.

53 BT-Drucks.14/1247,S.7.

54 BT-Drucks.14/1247,S.8.

55 BT-Drucks.14/1247,S.8.

オーストラリア児童福祉（パーマネンシープランニング）改正動向に関する報告

志田民吉（東北福祉大学）

現在、オーストラリアは児童の福祉制度として、特にパーマネンシープランニングの理念の導入・創設のための作業の最中にある（平成13年11月末段階）。オーストラリアでは、児童福祉は州の権限事項に属するため、当該報告は人口規模、行政規模の観点から最大の州であるNSW（ニューサウスウェールズ）州で進行中の改正作業について述べる。現段階で入手の可能な範囲での資料情報に基づいた報告を、以下において行う。

この報告書を作成するに当たり、用いた資料は下記のものである。

1. Children and Young Persons (Care and Protection) Act 1998 No 157 (Act No 157, 1998., NSW)
2. NSW, Department of Community Services : Children and Young Persons (Care and Protection) Amendment (Permanency Planning) Bill 2000 (Issues Paper) February 2001.,
3. Australian's Welfare '99 (AIHW)
4. Child Protection Australia 1998/99 (AIHW)
5. Fact Sheet (Department of Community Services of NSW, Feb., 2001)
6. Message From The Minister: Proclamation of the Children and Young Persons (Care and Protection) Act 1998
7. Australian Social Trends 2000 (Australian Bureau of Statistics)
8. 志田：オーストラリアの社会福祉事情～児童虐待と痴呆高齢者福祉の現状（1）～（東北福祉大学社会福祉研究室報第11号2001年6月刊35頁～47頁）

一、はじめに

1. オーストラリアでは、青少年の生命、身体、精神面の健全発育を享受する利益を守るために、他の先進諸国、例えばイギリス、カナダ、アメリカといった国々と同様に、オーストラリア社会全体の深刻な課題として理解されており、連邦挙げての取り組みが行われている。この報告においては、児童福祉政策の所管が連邦ではなく、各州の権限に所属している実情（連邦憲法第51条）から、オーストラリア連邦最大の人口規模を擁するNSW州における制度改正の動向における、パーマネンシープランニングの創設をめぐる改正作業の動向について報告する。なお、パーマネンシープランニングに関しては、改正作業の下にあり、現段階において把握している範囲内での報告である。また、この報告では、コミュニティーサービス省の所管する法制度の改正について述べるものであり、裁判手続きについての改正作業は、司法省（Attorney General's Department）におけるパーマネンシープランニング作業グループによって同時進行の形で行われているが、触れない。

2. この報告書では、次の法律及び法案について報告をする。

（1） 1998年 青少年（ケア及び保護）法

The Children and Young Persons (Care & Protection) Act 1998

（2） 2000年 青少年（ケア及び保護）補足（パーマネンシープランニング）法案

The Children and Young Persons (Care & Protection) Amendment (Permanency Planning) Bill 2000

3. 2. に掲げる法律及び法案（成立を前提として）の最終的な告示 (proclamation) 予定日

は、(1)の法律については、2002年7月を、(2)については、2001年12月とされている(Message from the Minister)。これらの予定日については、児童裁判所の見直しや児童後見(children Guardian's)制度(家庭外ケアにある児童後見人の責任)など、他の児童福祉に関する領域の整備状況と摺り合わせた段階的整備が必要であり、現段階(2001.11.30現在)では、なお流動的である。なお、オーストラリア(NSW州)における児童福祉関係法としては、以上の他に、1987年・コミュニティー(地域)福祉法(the Community Welfare Act 1987)があるが、これは一般法であるために、此处では触れない。文中「Children and young Persons」は「青少年」と訳した。

また、各報告の項目についての出典は、各項目の終わりに、その都度明示する。

二、児童福祉関連制度の改正をめぐる社会事情など

1. 人口統計：オーストラリア人口は、一方において、年々増加傾向を示し、他方においては、一世帯あたりの人数は小規模化傾向を示す(1989/99の間の10年間で、一世帯3.2人から3.1人に減少した。Australian Social Trends 2000.,p.5)。特に児童の全人口比の低下が予測され、15才未満の児童では、1990年の22%から2021年の17.1%になるものと推計されている(下記の表参照)。

オーストラリアの人口構造

人口構造	1990年	1999年	2001年	2021年	2031年	2051年
総人口	17,065	18,967	19,297	22,519	23,720	24,945
(男性)	8,511	9,440				
(女性)	8,554	9,526				
都市部人口	63.6%	63.8%	63.8%	64.5%	64.9%	65.7%

年齢階層別(%)						
0-14歳	22.0	20.7	20.3	17.1	16.5	15.6
15-64歳	66.9	67.1	67.3	65.0	62.2	60.2
65歳以上	11.1	12.2	12.4	17.9	21.3	24.2
80歳以上	2.2	2.8	3.0	4.1	5.8	8.4
平均年齢(歳)	32.1	34.9	35.5	40.4	42.2	44.1

性別比較①						
0-64歳	103.1	102.4				
65歳以上	74.5	78.3				

(註)(1)①の性差比較は女性を100とした場合の男性比

(2)2001年以降については推定値。それ以外は各年6月30日現在の数値。

出典:Australian Social Trends 2000(Australian Bureau of Statistics)

2. 関係行政機関：児童虐待及び放置に関する直接的な担当政府は州であり、連邦政府はその支援的立場にある。

(1)州政府の担当部署(機関)は、NSW州の場合、コミュニティーサービス省(Department of Community Service)(以下「DoCS」と略称)

(2)連邦の支援部署(機関)は、教育・訓練及び青少年問題担当省(Department of Education, Training and Youth Affairs)であり、同省の中では、児童、国際オーストラリア人担当(Defence for Children, International Australian Section)やオンブズマン事務所(Ombudsman's Office)が担当しているものと考えられる(オーストラリアでは、児童福祉は州の権限事項であり、その州に対応する連邦担当機関は必ずしも明確ではない)。

(注)連邦の関係部署については、直接、NSW州D o C S職員から聴取。

3. 児童虐待事情

(1) オーストラリア全体の特色

①虐待のタイプは、身体的、性的、精神的確虐待と放置の4類型であるが、それぞれのタイプのカテゴリー区分は各州によって異なっており、各州間のデータの単純比較あるいは集積によって連邦全体のデータとすることはできない。各州の立法作業を待つものであり、今後の課題として残された部分である。

②虐待の対象となる児童の特色は、1997-98年に実証の対象となった児童のうち、47%が男子、53%が女子であった。女子の比率が高いのは、性的虐待の対象となる児童に女子が多いことによる。

③オーストラリアでは、マイノリティの人権問題は社会問題の一つであり、特にアボリジニやトレス海峡諸島民の児童である。少数民族の被虐待児童数は、そのほんの児童に比較して多くなっている(0~16才児童の比較では、先住民の児童は46.4/1,000、その他の児童では5.6/1,000である。)

④家族タイプ別で見た虐待発生率として比較的高い発生割合を示しているのは、女性の世帯主のタイプであり、とりわけ単親家族、両継親、実・継親の混合タイプが比較的高く、反対に低いのは2人親の自然家族である。

(注) Australian's Welfare '99(AIHW), pp.277~282及び志田：オーストラリアの社会福祉事情~児童虐待と痴呆高齢者福祉の現状(1)~(東北福祉大学社会福祉研究室報第11号2001年6月刊35頁~47頁)を参照。

(2) NSW州の特色

2000/2001年のD o C Sの児童保護(児童保護プログラム)の予算は、A\$110.5 Millionで、昨年比17.7%の増であり、家族の児童安全ケア支援のための地域強化予算は(コミュニティーサービス助成プログラム)は、A\$68.572 millionである。児童虐待及び放置に関する報告及び項目別数値の内訳は次の通りである。

1) 1999年7月から2000年6月までの12ヶ月間に、D o C Sの受け取った青少年に関する報告(report)は72,986件であった。

- ① 19,963件(27.4%)・・・警察
- ② 19,836件(27.2%)・・・親、保護者(Guardian)、親戚、友人、里親家族、隣人
- ③ 11,424件(15.7%)・・・教育機関
- ④ 9,253件(12.7%)・・・医療機関
- ⑤ 4,920件(6.7%)・・・非政府コミュニティーサービス及び児童ケア従事者
- ⑥ 3,537件(4.8%)・・・D o C Sや他の行政機関
- ⑦ 684件(0.9%)・・・児童自身

⑧ 3, 369件 (4.6%) ・ ・ その他 (匿名など)

これらの報告のすべてが虐待や放置に関するものという事ではなく、親がアルコールの量が多いために学校の給食がとれないとかの親業や一般的な家族に関する諸問題を含めた数値である。

2) 対象児童の年齢別構成

① 7, 366 (10.1%) 件 ・ ・ 1歳未満の受理で、このグループに入る児童(baby)は虐待の危険が最も高く、D o C Sに報告のあった児童の中で最も大きな比率を占めている。

② 24, 185 (33.4%) 件 ・ ・ 1～5歳

③ 24, 185 (33.1%) 件 ・ ・ 6～11歳

④ 16, 641 (22.8%) 件 ・ ・ 12～17歳

⑤ 441 (0.6%) 件 ・ ・ 年齢不明

上記報告の中で、性的虐待と思われるケースの85%以上は、ごく被害者の近くにいる者(親<自然、養親、里親、保護者>14.8%、友人・隣人33.8%、継親・事実婚の親13.0%、親戚16%、面識のない者14.6%、親族<兄弟>7.8%)によるものであった。

3) 上記報告の内、アセスメントの結果、虐待又は放置と認めた報告件数

アセスメント結果、全報告の中の9, 045件(12.4%)について虐待又は放置と認めた。内訳は次の通りである。

① 2, 793件 (30.9%) ・ ・ 身体的虐待

② 1, 981件 (21.9%) ・ ・ 性的虐待

③ 1, 859件 (20.6%) ・ ・ 放置

④ 1, 542件 (17.0%) ・ ・ 精神的虐待

⑤ 870件 (9.6%) ・ ・ 不明

4) 3)の 9, 045件に関する被虐待児童の年齢別区分

① 10.3% ・ ・ 1才未満

② 30.8% ・ ・ 1～5才

③ 33.1% ・ ・ 6～11才

④ 25.7% ・ ・ 12～17才

⑤ 0.2% ・ ・ 不明

男女別では、女性が54.3%、男性が45.7%であった。

5) 最も頻繁に起こされた被害内容

① 切り傷・打撲 ・ ・ 15%

② 精神的トラウマ ・ ・ 9.9%

③ 妊娠・アナル又は膣トラウマ/病気 ・ ・ 2.0%

④ 骨折・ねんざ・やけど ・ ・ 1.6%

⑤ その他のケガ ・ ・ 13.0%

6) 虐待又は放置と認められたケースへの対応

① D o C sによる継続的な指導又はモニタリング ・ ・ 2,456件 (27.2%)

② 他の機関への紹介 ・ ・ 2,663件 (29.4%)

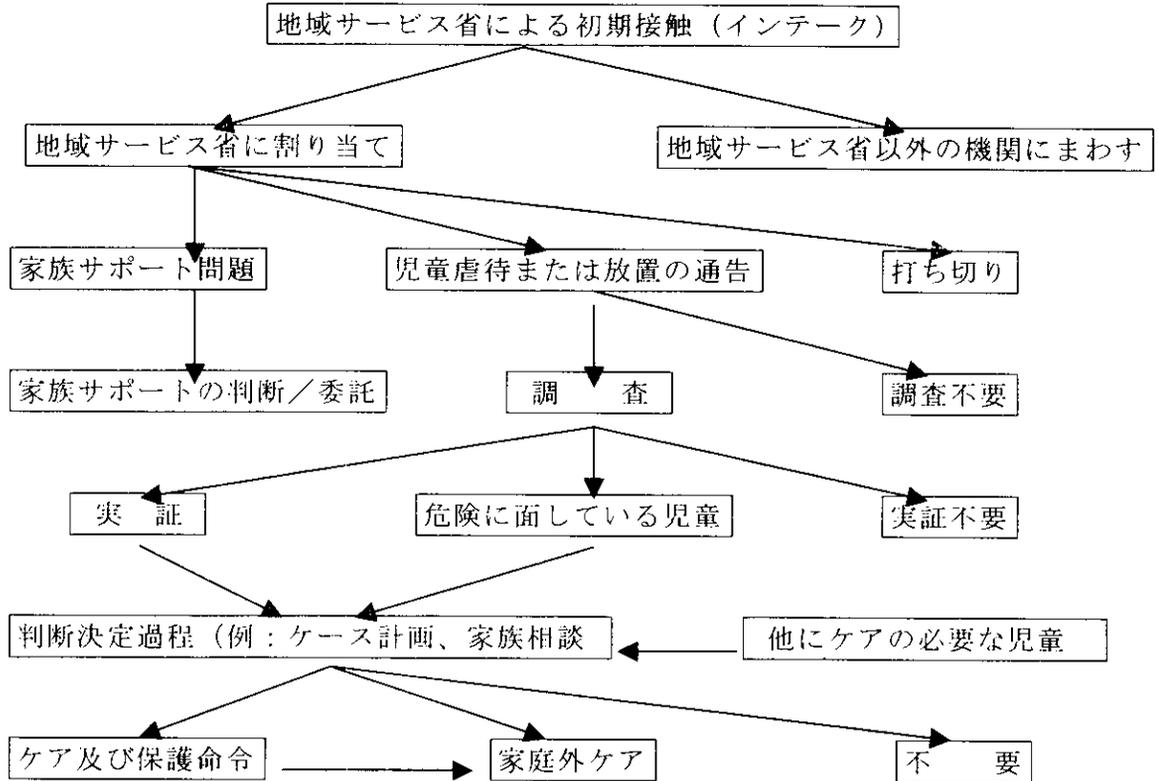
③ 介入不要 ・ ・ 3,734件 (41.3%)

④ 処遇決定待ち ・ ・ 192件 (2.1%)

(注) Child Protection (AIHW) 及び Fact Sheet (NSW, DoCS ホームページ) から作成した。

4. 1998 年青少年 (ケア及び保護) 法に規定する「援助及び報告の義務」及び「危険に面している青少年についてのケア及び保護手続き」の概要

(1) 児童保護の制度

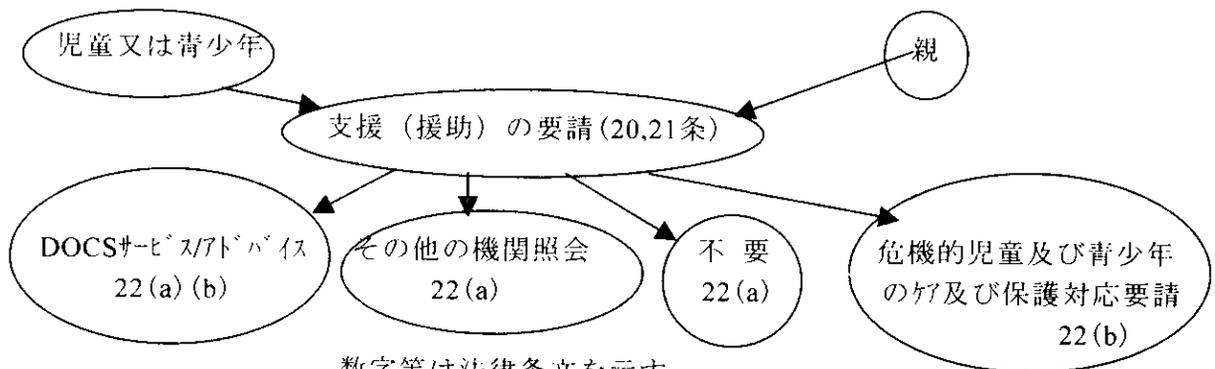


オーストラリアでは、各州の裁判権 (管轄) は、それぞれの州の立法によって定められているが、児童の保護手続については、各州、概ね類似した制度となっている。

(2) 必要な支援と報告 (requests for assistance and reports)

1) 支援 (援助) の要請 (Request for assistance)

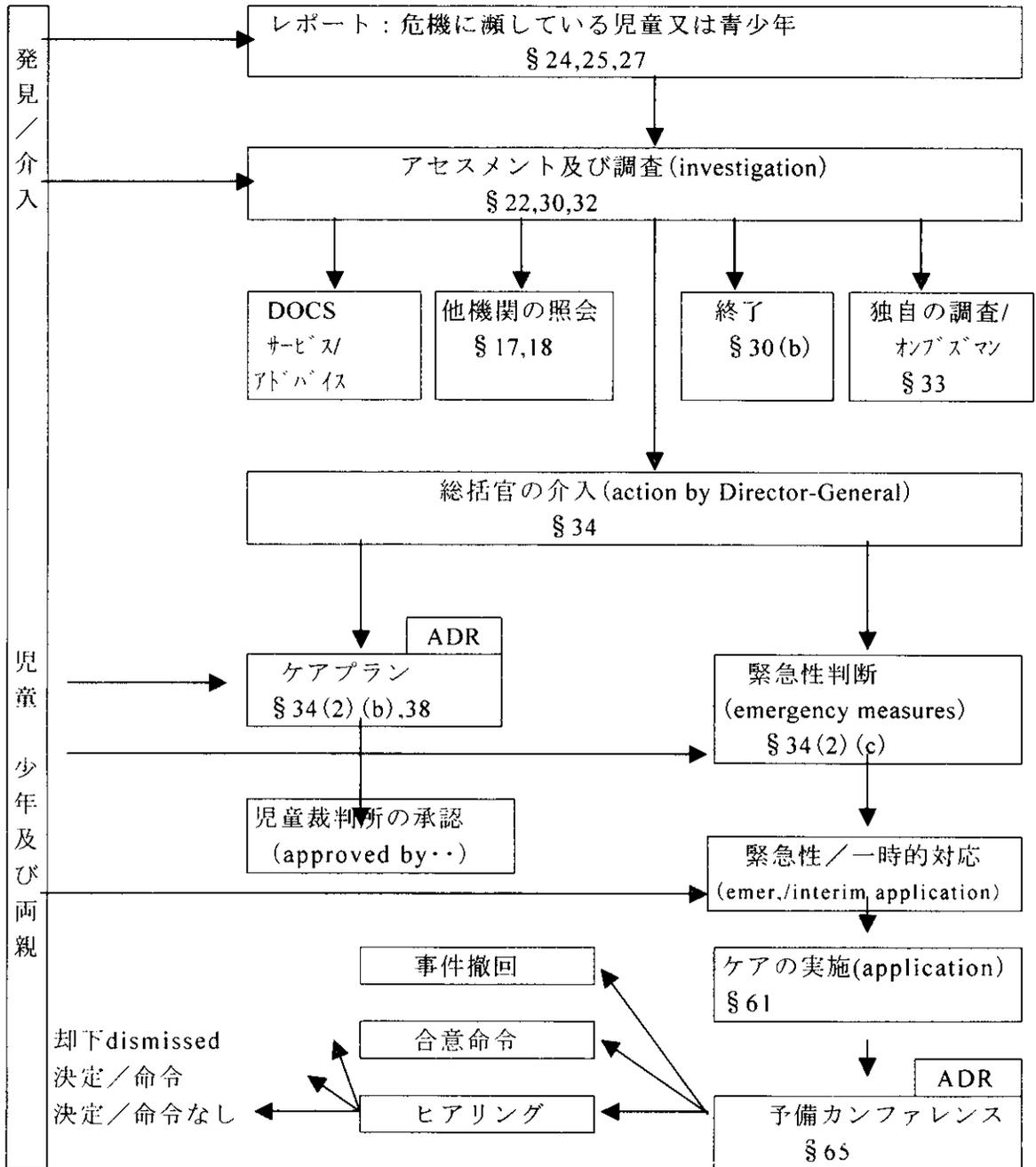
* 数字は 1998 年青少年 (ケア及び保護) 法の規定を示す。



数字等は法律条文を示す。

(注) The Children and Young Persons (Care & Protection) Act 1998, Chapter 3

2) 危機に瀕している児童又は青少年



(注) The Children and Young Persons (Care & Protection) Act 1998 ,Chapter 3

5. 生命、身体などの危険に曝されている青少年 (children and young person) に対する NSW 州における現在の試みの概要

(1) 新法の導入

(2) 児童保護に関連する政策や実践の改訂

(3) 1) クライエントに対するサービス供給を促進する DoCS ヘルプラインの確立

2) ケースワーカーが彼らの「事務所」で電話対応よりも、直に「児童や家族」の救済に集中できるようにする

(4) 介入のためのガイドラインを作成し、5,000人以上の政府・非政府部門から、これらのガイドラインを活用する「児童保護専門家(Child Protection Professionals)」を養成する

(5) 児童保護ワーカーに対する専門的なスーパービジョン及びトレーニングの促進戦略の導入

(6) 児童関連の仕事を希望する者を対象とした、新人募集及びスクリーニングチェック(適格審査)の強化 (NSW 州 DoCS 責任者の発言)

(7) 警察と連動した「合同介入チーム」を創設し、NSW 州全体において、深刻な、刑事上の児童虐待を調査するためのサービスの各地区での実践

以上のような政策項目の実現を目指して、DoCS が中心となり実践中であるが、その法的根拠を提供しているのが「1998年 青少年(ケア及び保護)法(The Children and Young Persons (Care & Protection) Act 1998)」である。さらに、この1998年法を、パーマネントプランニングに関する部分で修正を行う法律(案)が、「2000年 青少年(ケア及び保護)補足(パーマネンシープランニング)法案(The Children and Young Persons (Care & Protection) Amendment (Permanency Planning) Bill 2000)」である。

(注) Fact Sheet 19 (DoCS ホームページ)、NSW:2000 draft interagency guidelines for child protection intervention及びDoCS 職員インタビューによる。

三、1998年 青少年(ケア及び保護)法(The Children and Young Persons (Care & Protection) Act 1998, Act No 157, 1998, NSW) (文中では「1998年法」として引用する)の概要

1994年の暮れから旧法(the Children (Care and Protection) Act 1987)の見直し作業が始められた。1998年法改正までに、政府(NSW州)は、市民に対する情報提供会や公聴会、特別利害の有するグループとの協議を重ね、結果として350以上にわたる書面による提供を受領した。NSW州議会は、1998年法の大方の部分の布告(proclaim)は、昨年2000年12月18日に行っている。1998年法の特色は、青少年のケアや保護に関する責任は、ひとつの政府機関を超えて存在すること述べ、コミュニティー内の各関係部門(sector、活動分野)と政府各機関(Government Agencies)が共同して、児童のケアや保護について当たることを、特に、強調している(Part 3, s15, s18)。また、1998年法は、児童ケアに対する能力を高めるために、家族に対する援助に際してのDoCSの裁量権(flexibility)を増やし、DoCSが児童及びその家族が直面している複雑な諸課題の解決に、以前に増しての工夫(innovation)ができるように配慮している。

1998年法は、全17章(Chapter)265条(Section)から構成されており、主要な改正点は次のとおりである。

1. 援助の要請 (Requests of assistance) (Chapter 3 Part 1)

1998年法は、DoCSの青少年の被害防止に対する責任を明確にし、また、青少年について責任を有する親あるいはその他の者(person)に対しては、児童(青少年)のケアや保護について援助を要請することを奨励し、DoCsは、親が家族をケアする能力を強化することを援助する、としている。(Part 1 ss.20~22)

2. 青少年の被害に対する報告と対処 (Reporting and responding of harm to children and young people) (Part2~4) (s.23~42)

- ①児童(青少年)が危機に面している重大なケースを優先する。
- ②児童の関連した職務に関わる専門家は (more professionals) 「危険に面している」児童について、彼らの事業の報告を義務づけられた。
- ③新規のリスクアセスメントに関する手続きは、DoCSに、報告事件を超えて、当該児童(青少年)が「危険に面しているか」否かの判断を行うことに配慮する事を義務づけた。

3. 児童裁判所 (The Children's Court) (Chapter5,ss43~91) (Chapter6,ss.92~)

- ①児童(青少年)のニーズに合わせたケアプランの活用といった、裁判所の介入の必要性なしに解決を導く余地を、すべての当事者に大幅に認めた。
- ②ケアプランは、当該プランの効果を促進するために必要な同意判決 (Consent Order) を得るために、児童裁判所に登録することができることにした。
- ③家族は、ケアプランの促進を助けるために形式的な裁判所 (formal court environment) 以外の協議やカウンセリングに参加することができることにした。
- ④個々の裁判所合意 (appointments) は、早まった (previous) 非人格的なシステムを避けるためにケア手続きに関係した諸家族について行われる。

4. 年長少年 (Older children)

16歳未満の児童については、彼らの最善の利益でない限り、彼らの家族から離されず、家族と共にあって援助されることとし、また、初期介入 (early intervention) の原則 (strategies) は、青年期 (13~16歳・adolescent) と彼らの親との間の関係性の崩壊を防止するために活用されることにした。

5. 1998年法の主旨

- ①青少年に関する決定においては、彼らの安全 (safety)、福祉 (welfare)、幸福 (well-being) が最優先に考慮される。(s.9(a))
- ②青少年の福祉に関する決定に際しては、彼らの意見 (意思) は、彼らの決定についての能力あるいは彼らの環境にしたがって考慮される。(s.9(b))
- ③青少年の文化、言語、宗教、障害又は性差は、彼らの福祉の判断に際して、どの様な処遇が望ましいのかの判断に際して考慮されなければならない。(s.9(c))
- ④ある処遇が、青少年を危険から保護するのに必要とされる場合、最小限の侵食的 (intrusive) 介入が行われる。(s.9(d))
- ⑤仮に、青少年が彼らの家庭環境にとどまることができない場合、彼らの氏名、独自性、文化及び宗教的つながり (ties) は、可能な限り維持される。(s.9(e))
- ⑥青少年が、家庭外ケア (out-of-home) に置かれている場合、彼らにとって重要な人々、例えば親、親戚、拡大家族 (extended family)、友人など、彼らにとって最善の利益を損なわない限りにおいて、親しい関係を維持することを基本とする。(s.9(f))

- ⑦児童（16歳未満children）と少年（16-17歳young person）とは異なって扱いがなされ、少年については、より独立及び自己決定の権限が与えられる。(s10(2))
- ⑧アボリジニ及びトラス海峡諸島民については、その特殊性に対応した配慮を行う。(Part 2 ss.11~14)
- ⑨状況が悪化し(deteriorate)、さらなる介入が必要とされるまでは、D o C Sから早い時期に援助(support)又は補助(assistance)を求めることを家族に助長するために特別な規定が提供される。
- ⑩青少年が「危険に面している」場合が新しく定義され、精神的危害、家庭内暴力の摘発、医療ケアを受けていると否とに関わらず、身体的あるいは性的虐待を含んでいる。
- ⑪報告のすべて場合についてより明確なガイドラインが定められ、児童や青少年の境遇(situation)の全体的な視点からのアセスメントが助長(促進)されている。
- ⑫法律上「危険に面している」児童に関する報告義務者として、児童関連専門職の範囲が拡大されている。
- ⑬D o C Sは、青少年に関する諸問題を解決するに際して、初期介入に力点を置いて、裁判所の介入によらずに、選択の対象となりうるような紛争解決やケアプランの活用を通じて、より柔軟かつ新しい対応が可能となった。
- ⑭D o C Sは、仮に他の政府機関又はコミュニティーの機関が当該家族の救済に十分である(適切である)と考える場合には、すべてのケースに対応しなくとも良い。

6. 段階的公示(Phased Proclamation)

1998年法の公示は、関係する他機関の準備の進捗状況や新機関の認可などにしたが、段階的に行う。1998年法の大半は2000年12月18日に公示されているが、児童後見人(Children's Guardian)、児童サービス、児童裁判所クリニック、児童死亡見直しチーム、家庭外ケア及び児童雇用についての各規定は、2001年の遅くに公示される予定である。

(注) The Children and Young Persons (Care & Protection) Act 1998 (Act No 157, 1998., NSW) 及び

Fact Sheet 10; The Children and Young Persons (Care and Protection) Act 1998による。

四、2000年 青少年(ケア及び保護)補足(パーマネンシープランニング)法案《The Children and Young Persons (Care & Protection) Amendment (Permanency Planning) Bill 2000》 (以下、文中「2000年法案」として引用する)

2000年法案は、2000年6月21日に草案公開法案(a draft exposure Bill)として、コミュニティーサービス省大臣Faye Lo Po'により、NSW州議会に提案されたものである。2000年法案は、家庭外ケア(out-of-home)に置かれている被虐待及び被放置児童のケースマネジメントの改善を目的とするものであり、そのための手法としてのパーマネンシープランニングの導入を意図し、1998年法修正し、法上のチェックとバランスによって、家庭外ケアに置かれている児童の居所に関する「ドリフト(漂流)」の防止をはかる事を意図したものである。

この報告は、NSW州コミュニティーサービス省(New South Wales Department of Community Services)が“Draft Exposure Bill (草案公開法案、全14のschedule(項目))”と

して公にしており、その検討資料(Issues Paper)にしたがい行うものである。以下、草案公開法案で提案されている主要な箇所は、次の通りである。なお、理解を容易にするために、2000年法案による修正意図、1998年法、2000年法案(草案公開法案)の順に、比較形式において述べる。

*以下の()内は、1998年法の該当条項とそれを修正する公開草案法案のscheduleを意味している。

(1) 法律の目的

(修正意図) ケアあるいは保護の決定をする場合に、加えて両親の知性を考慮すべき事の重要性を強調するものであり、2000年法案の修正は、青少年の安全、福祉への最高の配慮と、親の権利、権威、義務との間のバランスをとろうとするものである。

(1998年法) 青少年は、その安全と福祉、健康のために必要な配慮や保護を受け、両親あるいは責任あるものの権利、権威、そして義務の下におかれる。《s.8(a)》

(公開草案法案) 青少年の安全、福祉及び健康は、法律の下に行われるあらゆる活動や決定において、最も重要なこととして考慮されなければならない。《Schedule 1

(1)》

(2) 法律の執行において適用される基本理念

(修正意図) 家庭外の保護を必要としている青少年のための障害計画と安全を保障する法的責任を強化する基本理念の変更を提案している。ここでは、両親から切り離された青少年の安全、福祉そして健康は、両親の権利をはるかに超えるという基本理念を付加している。また、児童が自分の持ち場に落ち着いている間に親との接触を推進するのが適切ではない場合があることを意図している。

(1998年法) ① 青少年の安全、福祉、健康は、この法律の下でなされるすべての決定を行う際に、最高の配慮がされなければならない。《s.9(a)》

② 青少年が家庭の保護下におかれていない場合、本人たちが最も関心を持っているかどうかに関わらず、本人たちにとって重要な人たちとの親密な関係が維持されるべきである。

《s.9(f)》

(公開草案法案) 法律の執行において、青少年の安全、福祉そして健康は最も重要なこととして考慮されなければならない。特に、両親から切り離された青少年の安全、福祉そして健康は、両親の権利を超えた最重要事項である。家庭の保護から引き離された青少年は、安全で、十分栄養が与えられ、安定し保障された環境が与えられなければならない。そのためあらゆる適切など努力が払われなければならない。ある場合には、暫定的に期間を経過した後、青少年は、本人の最も望むものでなかったとしても、重要な他者との関係を得る。

《schedule 1(2)(3)》

(注) 参照した公にされている検討資料(Issue Paper)では、schedule(2)(3)について分離して記述していないため、一括掲載した。

(3) アボリジニとトレス海峡島民の青少年(児童及び若者)の位置づけの基本理念

(修正意図) 1998年法の該当規定では、アボリジニの青少年については、安全や意志に反する場合でも、家族メンバーとの接触が優先されると誤解されるおそれがあった点を改める。

(1998年法) アボリジニあるいはトラス海峡諸島民ではない保護者の選択決定のための一

つの理念は、児童とその家族、地域と文化の間の継続的接触を確実なものにする必要がある。《s.13(6)(b)》

(公開草案法案) 1998年法の規定のような接触を確かなものとするためにあらゆる適切な努力がなされなければならない。《schedule 1(4)》

(4) 裁判所命令を行うための新しい根拠

(修正意図) 青少年に十分な栄養や安定した安全な家庭を提供するための両親の能力は、非常に重要であり、修正案は、児童たちのケアをする能力の足りない両親に保護命令を出すための根拠を提言する。

(1998年法) 死亡あるいは能力不足あるいはその他の理由により青少年の保護ができる親がいない場合」「青少年の基本的に身体的、心理的あるいは教育的必要が、その両親によって満たされていない、あるいは備えられない場合。《s.71》

(公開草案法案) 両親が十分な栄養や安定した安全な環境を青少年に与えられない場合(に、裁判所の命令を促進する根拠として提言)。《schedule 1(7)》

(5) 適切な保護計画と「永続的保護(Permanent Care)」

(修正意図) 児童が両親の元に戻る現実的可能性がない場合、安定し安全で永続的に保護される居場所を見つけられなければならないと言う基本理念の上に議論されている。ここでの永続的保護は、養子縁組制度に直接結びつくものではなく、養子縁組制度はあくまでも保護の選択肢の一つであるという視点である。また、「永続的な居場所の恩恵」とは「永続的な居場所が適切につくられうる最も早い時期」と「養子縁組が可能かどうか、求められるかどうか」、仮に養子縁組が勧められない場合、求められる永続的保護のタイプと詳細な理由とともに「もし、永続的保護が勧められない場合、その理由とどの様な選択の余地がある計略が児童の安全と福祉を最大限に広げるために求められるのか」を含むものである。この修正案は、単独で、保護計画(ケアプラン)が法定に提出される時に先立ち、必要とされる。また、この修正案の提案は、両親による約束を信頼する事と児童の処遇の審議とを離すことであり、確実な証拠、評定、家族との経験などによって裏付けられているものに限ることを述べている。

(1998年法) DoCSの長官は、児童を両親から引き離すよう裁判所に命令を依頼する際、係官は保護計画を提出しなければならない。その計画は最終的命令がされる前に出されなければならない(但し、緊急時に児童を引き離す命令については適用されない)。《s.78(1)》

(公開草案法案) (Act s78(2A)の計画によって満たされるべき付加課題として) 保護計画(care plane)は、次のことを含む。「永続的な居場所の可能性と恩恵を評定しなければならない」「永続的な居場所が適切に用意されうる最も早い時期」、また「養子にもらいたいという要請があり得る人々の有無」。「もし、永続的居場所が勧められなかった場合、報告書はその理由を完全に報告しなければならない」《schedule 1(8), s.78(2A)》

(6) 代理者に対する親権

(修正意図) 1998年法(s9(1))に含まれる基本理念の中に、青少年の福祉は法律の下で行われるすべての処遇と決定において、広い視野を持って配慮される、とする基本理念を強調するためのものである。

(1998年法) 仮に、代理者が単独で親権を持つ場合、そのものは可能な限り親権命令が出される前に、親権を持っていた人の見方を尊重しなければならない。《s.81(2)》

(公開草案法案) 親権命令が出される以前に親権を持っていた人の見方を考慮することは、広い視野による考慮の下におかれている青少年の安全性、福祉、健康を優先させる。

(7) 親権に関する命令についての児童裁判所による監視

(修正意図) 1998年法(s82)の意図は、児童の将来的な居場所について確信が持てないと言うことで判事が命令を出すことを躊躇する場合、長い目で見て命令を出すことを奨励する事である、と理解されている。この修正案の提言は、裁判所が短期間の命令を出したことを前提としたものである。

(1998年法) 親以外の人に親権を配分する、あるいは再配分をする命令を出すにおいて、裁判所は青少年の保護と安全保障のための適切な計画に関係させて報告を作成する命令を出すことができる。《s.82(1)》

(公開草案法案) その報告書は次の点を含めて永続的居場所の可能性と恩恵を評価しなければならない。「永続的居場所が適切に用意される最も早い時期」「養子縁組を申し出る人たちの有無」「報告書が裁判所に提出されるに先立って児童の状況に単独で関わって作成されること」「仮に永続的な居場所が勧められない場合には、報告書はその理由をすべて含んでいなければならない」。《schedule 1(10)》

(8) 復旧(回復)計画(restoration plans)の準備

(修正意図)、回復の現実的可能性を熟慮する義務を規定し、回復かあるいは形式に則った保護(ケア)計画かのいずれかが準備されることを確実にするためのものである。

(1998年法) ①長官は回復計画を準備し、仮に次のようなことがあれば、ということを検討に入れて、児童裁判所に、それを提出する。暫定的な保護の命令がなされた後何時でも、しかし最終命令が下される前に長官の意見は、回復の現実的可能性があること。《s83(a)》
②当該ケースで児童裁判所が開始されるまでの間の何時でも回復の現実的可能性があるという意見が児童裁判所にあること。《s.83(a)(b)》

(公開草案法案) 仮に、裁判所が回復の現実的可能性があると判断した場合、D o C Sは回復の計画を準備し、裁判所に提出する。仮に、裁判所が回復の現実的可能性がないと判断した場合、D o C Sは永続的居場所の他の形のための計画を準備し、裁判所に提出する。この計画はD o C Sが養子縁組を支援するか否かを考慮しなければならない。回復し計画は」、その規定が裁判所によって是認された範囲においてのみ実施される。《schedule 1(11)》

(9) 回復計画の再検討

(修正意図) 回復のためのすべての計画が、明確にされた期間の内に再検討を確実にすることにより、成り行き任せを防止するし、また、仮に回復が成功しなかったとしても、青少年の永続的計画(パーマネンシープランニング)が作成されることを確実にする意図がある。

(1998年法) 該当規定なし

(公開草案法案) (1) 回復計画は、長官によって再検討されなければならない。(a) 回復し計画に含まれる期間の終わりを回復が積極的に求められなければならない期間の長さとして、また(b) もし、再検討が児童たちの保護者によって進められるのであれば、

(2) 回復計画は長官によって再検討される必要がある。仮に、児童裁判所によって検討された最後の機会の後18ヶ月以内にsub-section(1)のもとで再検討されなかったとしても。